

令和2年度経営事項審査申請要領改訂概要

令和2年度申請要領の主な改訂内容については、下表のとおりまとめております。なお、表現の修正等、軽微な内容については、省略しています。

改正に係る御質問等がありましたら、静岡県建設業課メールアドレス (kensetsugyou@pref.shizuoka.lg.jp) にお問い合わせください。

(令和2年3月19日時点)

| 頁 | 番号 | 改訂案 | 改訂理由等 |
|----------|------------|--|---|
| 日程 | | 5月の下田、富士及び島田の経審を一回削除 12月に富士経審を一回追加 その他要望のあった日を修正 | 審査の効率化のため |
| とび 解体 | | 全文削除 | 経過措置終了のため |
| 5 | (2) (3) | ・FAX番号の追加 ・(12:00~13:00を除く)を追加 ・下田土木事務所の受付時間を10:30~15:30に統一 | 審査の効率化のため 遠方の申請者及び事前審査員が多いため、9:00開始を廃止する。 また、審査時間を統一することで審査の効率化を図る。 |
| 5 | 3. | 大臣許可業者に対する文章を修正 | 経由事務廃止のため |
| 11 | ※2 | 共同企業体(JV)による請負工事についてはの取り扱いを追加 | 工事内容等を正確かつ効率的に審査するため |
| 13 | 33 | 監査の受審状況の1会計監査人の設置及び2会計参与の設置の該当を判断する際に、登記簿謄本(写)の提示を追加 (詳細は、申請要領p32を参照) | 会社法に基づく会計監査人を設置している会社及び会計参与を設置している会社であることを確認するため |
| 18 | 8. | とび・土工工事業と解体工事業の間で、完成工事高の振り替えを追加 | 国の取扱いにおいて、「その建設工事の性質に応じて」業種間の振り替えができるようになっており、明確な線引きはない。とび・土工と解体は、もともと同一業種であったことから、性質の似たものであるとして振り替えを認める。 |
| 22 | 事例 4※ | 法人成りのような一ヶ月に満たない月についても、一ヶ月として換 | 審査の明確化のため |

| | | | |
|---------------------|-----|------------------------------------|--------------------|
| | | 算します。を追加 | |
| 2 3 | (3) | 事業所別被保険者台帳に名前にな いものについての取り扱いを追加 | 審査の明確化のため |
| 2 7 | 6 | 解体工事業の技術者に係る経過措 置の説明を追加 | 審査の明確化のため |
| 2 9 | 4① | 提示書類欄に受付印の確認を追加 | 審査の明確化のため |
| 3 2 | 1 0 | 頁 1 3 の 3 3 と同じ | |
| 3 4 | 1 3 | 「建設機械の保有状況一覧表」下 部の誓約文に係る取り扱いを追加 | 審査の明確化のため |
| 4 3 | | 様式第二十五号の十一の記載例改 訂 | 元号改訂のため |
| 5 3 | | 別紙二の記載例改訂 | 元号改訂のため |
| 5 5 | | 別紙三の記載例改訂 | 元号改訂のため |
| 6 1 ～ 6 4 | | 申請書の記載例改訂 | 元号改訂のため |
| 1 2 1 ～ 1 2 3 | | 消費税率を 8 % 及び 10 % 用に修正 | 消費税率が 10 % に変更したため |